



第71回 定時株主総会

招集ご通知

2022年4月1日 ▶ 2023年3月31日

■ 開催日時

2023年6月21日（水曜日）
午前10時（受付開始予定：午前9時）

■ 開催場所

東京都港区高輪3丁目13番1号
グランドプリンスホテル
新高輪「飛天」

■ 決議事項

- 第1号議案 取締役15名選任の件
第2号議案 取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第3号議案 監査役報酬額改定の件

書面またはインターネットによる議決権行使期限

2023年6月20日（火曜日）
午後5時

- ・株主総会のご出席については、感染症の流行状況やご自身の健康状態等をご勘案のうえ、ご判断いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会のお土産はご用意しておりません。

株式会社ヤクルト本社

証券コード：2267

招集ご通知

証券コード：2267
2023年6月1日
(電子提供措置の開始日2023年5月29日)

株 主 各 位

東京都港区海岸1丁目10番30号
株式会社ヤクルト本社
代表取締役社長 成田 裕

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第71回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、下記の当社ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2023年6月21日（水曜日）午前10時（受付開始予定午前9時）
2	場 所	東京都港区高輪3丁目13番1号 グランドプリンスホテル新高輪「飛天」
3	株主総会の 目的事項	報告事項 1. 第71期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第71期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役15名選任の件 第2号議案 取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 第3号議案 監査役報酬額改定の件

当社ウェブサイト

<https://www.yakult.co.jp/company/ir/meeting/shareholder/>



招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙により議決権を行使される際に、議案に対し賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
- (2) インターネットにより議決権を行使された株主さまにつきましては、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによる議決権行使を株主さまの意思表示として取り扱います。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主さまの意思表示として取り扱います。
- (4) 議決権行使書用紙は、2023年6月20日（火曜日）午後5時までに到着するようにご返送ください。
- (5) インターネットによる議決権行使は、2023年6月20日（火曜日）午後5時までに完了してください。
- (6) 株主総会に株主さまご本人がご出席されない場合は、議決権を有する他の株主さま1名を代理人とすることが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- (7) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役、監査役会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ① 事業報告の「会社の体制および方針」の「業務の適正を確保するための体制」および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。東証のウェブサイトでご確認いただく場合は、下記東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



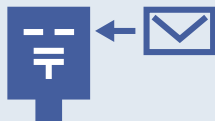
当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ。3ページ～4ページのご案内に従って、2023年6月20日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきたく、お願い申し上げます。

以上

議決権行使についてのご案内

議決権行使は、以下の方法がございます。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、議決権行使期限までに到着するようご返送ください。

(なお、インターネットによるライブ配信のご視聴をご希望の場合は、議決権行使書用紙を返送される前に「株主番号」および議決権行使書用紙記載の株主さまの「郵便番号」をお控えください。)

議決権行使期限 2023年6月20日(火曜日) 午後5時到着分まで

事前行使

インターネットによる議決権行使



次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

議決権行使期限 2023年6月20日(火曜日) 午後5時まで

当日行使

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人によるご出席は、議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。

ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

※議決権行使書用紙とインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

※事前に議決権行使いただいたうえで、当日ご出席の場合は、事前の議決権行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、ご注意ください。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使について

議決権行使期限

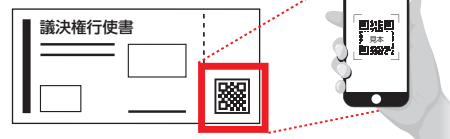
2023年6月20日(火曜日) 午後5時まで

スマートフォン等による議決権行使

1 QRコードを読み取る

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンまたはタブレット端末で読み取ります（「議決権行使コード」および「パスワード」のご入力は不要です。）

議決権行使書用紙イメージ(表)



「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」の読み取りによる方法での議決権行使は1回に限ります。行使内容を修正される場合には、下記の「パソコン等による議決権行使」により再行使ください。

2 画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

パソコン等による議決権行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトURL : <https://www.tosyodai54.net>

(右記のQRコードを読み取り、ウェブサイトへ接続することも可能です。)



議決権行使書用紙イメージ(裏)

2 「議決権行使コード」を入力して「ログイン」をクリック

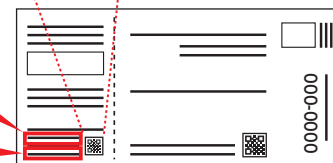
「議決権行使コード」は、同封の議決権行使書用紙に記載されています。

3 「パスワード」を入力して「次へ」をクリック

「パスワード」は、同封の議決権行使書用紙に記載されています。

議決権行使コード

パスワード



4 画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

「パスワード」は一定回数以上間違えると使用できなくなります。「パスワード」の再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

インターネットによる議決権行使
に関するお問い合わせ先

株主名簿管理人：東京証券代行株式会社

 0120-88-0768 受付時間 9:00~21:00

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。
※インターネットによる議決権行使をご選択される場合、プロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。



インターネットによるライブ配信のご案内

株主総会当日の議事進行の様様をご自宅等でご覧いただけるよう、インターネットにてライブ配信を実施します。

配信日時

2023年6月21日(水曜日)午前10時から ※配信ページは午前9時以降にアクセス可能です。

視聴方法

- (1) パソコン、スマートフォンまたはタブレットから以下のURLを入力、またはQRコードを読み取って専用視聴サイトにアクセスします。

専用視聴サイトURL <https://v.srdb.jp/2267/71yakultsoukai/>



- (2) 専用視聴サイトへのアクセス後、画面の案内に従い以下のIDおよびパスワードをご入力ください。

ID: 議決権行使書用紙に記載されている「**株主番号**」(9桁の半角数字)

パスワード: 議決権行使書用紙に記載されている**株主さまの「郵便番号」**(ハイフンを除く7桁)

The diagram shows a proxy voting form with the following fields and annotations:

- 株主番号 (ID):** A red box highlights the 9-digit ID field, with a red arrow pointing to the label "株主番号 (ID)".
- 株主さまの郵便番号 (パスワード):** A red box highlights the 7-digit postal code field, with a red arrow pointing to the label "株主さまの郵便番号 (パスワード)".
- Form Content:** The form includes "議決権行使書" (Proxy Voting Form) from "株式会社ヤクルト本社" (Yakult Co., Ltd.), a date field "XXXX年XX月XX日", a table for voting, and a "お願い" (Request) section with 4 numbered lines. It also features QR codes for smartphone use and a "見本" (Sample) QR code.

⚠️ ご注意事項とお願い

- ・ライブ配信では、議決権行使やご質問等はできません。事前に書面またはインターネットにより議決権をご行使のうえ、ご視聴ください。
- ・ご使用の機器やネットワーク環境により、映像や音声の一部に不具合が生じる、またはライブ配信をご視聴いただけない場合がございます。
- ・ネットワーク環境や機材トラブル等により、やむを得ずライブ配信を中断または中止とさせていただきます場合がございます。
- ・専用視聴サイトURL、IDおよびパスワードを第三者に共有すること、ライブ配信の撮影、録画、録音、公開等することは、固くお断りいたします。
- ・ライブ配信のご視聴時に発生する通信費等は、株主さまのご負担となります。
- ・当日の撮影は、株主さまのプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近のみとしますが、やむを得ずご来場の株主さまが映り込んでしまう場合がございますので、ご了承ください。

ライブ配信に関する
お問い合わせ先

IDおよびパスワードに関するお問い合わせ先 (株主名簿管理人: 東京証券代行株式会社)

0120-49-7009 受付期間: 株主総会当日まで
(9:00~17:00 土・日・休日を除く)

接続等に関するお問い合わせ先

0120-76-9191 受付期間: 株主総会当日 (9:00~株主総会終了まで)

招集ご通知を
インターネットで
簡単・便利に!!



「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知は、「ネットで招集」
でもご覧いただけます。
ぜひご活用ください。

アクセスはこちら

<https://s.srdb.jp/2267/>



「ネットで招集」とは

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめて掲載しています。
パソコン、スマートフォンまたはタブレット端末から簡単にご覧
いただけます。

「スマート行使®」に簡単アクセス!

スマート行使 ボタンを押すと、お手元の端末のカメラが起動し
ます。

カメラで同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議
決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取れば、「議決
権行使コード」および「パスワード」の入力をせずに、議決権行
使をしていただくことが可能です。

議決権行使ウェブサイト简单アクセス!

議決権行使 ボタンから「議決権行使ウェブサイト」にアクセ
スいただけます。

ライブ配信サイトに简单アクセス!

株主総会ライブ配信はこちら からライブ配信の専用視聴サイトにアクセ
スいただけます。



「ネットで招集」トップ画面
(イメージ)

※「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

- ・会社法改正により、株主総会資料の電子提供制度が開始されました。書面でご送付していた株主総会資料は、原則ウェブでの提供となります。
- ・事業報告および計算書類等の株主総会資料について、次回以降書面での送付をご希望の株主さまは、書面交付請求制度をご利用ください。
<書面交付請求に関するお問い合わせ先> 東京証券代行株式会社 ☎0120-79-9001 (受付時間 9:00~17:00 土・日・休日を除く)

第1号議案 取締役15名選任の件

取締役全員（15名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役15名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	再任	社外	独立	現在の当社における地位および担当
1	なり た 成田 裕	(男性)	再任			代表取締役社長 社長執行役員
2	わか ばやし 若林 宏	(男性)	再任			取締役 副社長執行役員
3	ど い あき ふみ 土井 明文	(男性)	再任			取締役 専務執行役員
4	いま だ まさ お 今田 正男	(男性)	再任			取締役 専務執行役員
5	ひら の こう いち 平野 宏一	(男性)	再任			取締役 専務執行役員
6	やす だ りゅう じ 安田 隆二	(男性)	再任	社外	独立	取締役
7	と べ なお こ 戸部 直子	(女性)	再任	社外	独立	取締役
8	しん ぼ かつ よし 新保 克芳	(男性)	再任	社外	独立	取締役
9	なが さわ ゆ み こ 永沢裕美子	(女性)	再任	社外	独立	取締役
10	あ く つ さとし 阿久津 聡	(男性)	再任	社外	独立	取締役
11	ない どう まなぶ 内藤 学	(男性)	再任			取締役
12	なぎ ら まさ とし 榑良 昌利	(男性)	新任			常務執行役員
13	ほし こ ひで あき 星子 秀章	(男性)	新任			常務執行役員
14	しま だ じゅん いち 島田 淳一	(男性)	新任			常務執行役員
15	マシュー・ディグビー	(男性)	新任	社外	独立	—

【当社の取締役候補者選任の方針】

- ・取締役候補者の選任にあたっては、豊富な知識・経験とグループ経営に関する深い知見を有しており、取締役にあふさわしい能力、人格・識見を備えた者であることを基準としております。
- ・取締役会の構成においては、多様性を有し、闊達な議論がなされる構成とすべく、社内からの内部昇格のみならず、ヤクルトグループである販売会社の経営者および各界の有識者の中から、適材適所の観点をもとに決定しております。

なお、取締役の指名・報酬などに係る事項については、取締役会の諮問機関であり委員の過半数が独立社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」の答申をふまえ、取締役会で決議することとしております。

(ご参考)

取締役候補者の有する知識や経験等のスキル・マトリックスは、次のとおりであります。

	取締役候補者の有する知識や経験等							
	会社経営・事業運営	ESG・サステナビリティ	財務・会計	法務・リスクマネジメント	マーケティング・営業	グローバル	研究開発・製造・品質管理	人事・人材開発
成田 裕	●	●			●	●		●
若林 宏	●	●	●	●				●
土井 明文	●	●					●	
今田 正男	●	●		●				
平野 宏一	●				●		●	
安田 隆二	●		●			●		
戸部 直子		●		●				
新保 克芳		●		●				
永沢 裕美子	●		●					
阿久津 聡			●		●	●		
内藤 学	●				●			
榎良 昌利	●	●			●			
星子 秀草	●			●				●
島田 淳一	●				●	●		
マシュー・ディグビー		●		●		●		

候補者
番号

1



■ 所有する当社の株式の数
15,000株

なり た ひろし
成田 裕 (1951年10月8日生)
(男性)

再任

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1974年 4月 当社入社
2007年 6月 当社取締役
2010年 6月 当社常務取締役
2011年 6月 当社常務執行役員
2012年 6月 当社取締役 常務執行役員
2015年 6月 当社取締役 専務執行役員
2021年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)

重要な兼職の状況

(株)ヤクルト球団取締役オーナー
一般社団法人全国発酵乳乳酸菌飲料協会会長

取締役候補者とした理由

2021年6月に代表取締役社長に就任して以来、当社グループ経営を牽引し、企業価値向上に取り組み、業績を確保してまいりました。企業理念の実現による当社の持続的成長に向け、職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2



■ 所有する当社の株式の数
12,300株

わか ばやし ひろし
若林 宏 (1952年4月4日生)
(男性)

再任

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年 4月 当社入社
2009年 6月 当社取締役
2011年 6月 当社執行役員
2012年 6月 当社常務執行役員
2015年 6月 当社取締役 常務執行役員
2016年 6月 当社取締役 専務執行役員
2021年 6月 当社取締役 副社長執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

経理、総務に関わる豊富な知識・経験とグループ経営に関する深い知見を有しており、経営サポート本部長 (広報・法務・企画等)、管理本部長を務めるなど、コーポレート分野を中心に、当社の企業価値向上に大きく貢献しています。企業理念の実現による当社の持続的成長に向け、職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3



■ 所有する当社の株式の数
12,000株

ど い あき ふみ
土井 明文 (1953年11月3日生)
(男性)

再任

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1978年 4月 当社入社
2011年 6月 当社執行役員
2015年 6月 当社常務執行役員
2017年 6月 当社取締役 常務執行役員
2021年 6月 当社取締役 専務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

生産管理、研究開発に関わる豊富な知識・経験とグループ経営に関する深い知見を有しており、生産本部長を務めるなど、当社の企業価値向上に大きく貢献しています。企業理念の実現による当社の持続的成長に向け、職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4



■ 所有する当社の株式の数
28,300株

いま だ まさ お
今田 正男 (1953年9月15日生)
(男性)

再任

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1979年 4月 当社入社
2013年 6月 当社執行役員
2016年 6月 当社常務執行役員
2019年 6月 当社取締役 常務執行役員
2022年 6月 当社取締役 専務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

広報、広告に関わる豊富な知識・経験とグループ経営に関する深い知見を有しており、経営サポート本部長（広報・法務・企画等）を務めるなど、当社の企業価値向上に大きく貢献しています。企業理念の実現による当社の持続的成長に向け、職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5



■ 所有する当社の株式の数
12,100株

ひらの こういち
平野 宏一

(1954年11月28日生)
(男性)

再任

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1979年 4月 当社入社
2012年 6月 当社執行役員
2017年 6月 当社常務執行役員
2021年 6月 当社取締役 常務執行役員
2023年 4月 当社取締役 専務執行役員（現任）

重要な兼職の状況

(株)ヤクルトマテリアル代表取締役社長

取締役候補者とした理由

研究開発に関わる豊富な知識・経験とグループ経営に関する深い知見を有しており、研究開発本部長を務めるなど、当社の企業価値向上に大きく貢献しています。企業理念の実現による当社の持続的成長に向け、職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6



■ 所有する当社の株式の数

—

やす だ りゅう じ
安田 隆二

(1946年4月28日生)
(男性)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1976年7月 モルガン ギャランティ トラスト カンパニー ニューヨーク
(現：JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー) 入社
- 1991年6月 マッキンゼー・アンド・カンパニーディレクター
- 1996年7月 A.T.カーニーアジア総代表
- 2003年6月 (株)ジェイ・ウィル・パートナーズ取締役会長
- 2003年6月 (株)大和証券グループ本社社外取締役
- 2004年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
- 2007年6月 ソニー(株)社外取締役
- 2009年6月 当社取締役(現任)
- 2011年6月 (株)朝日新聞社社外監査役
- 2013年6月 オリックス(株)社外取締役
- 2015年6月 (株)ベネッセホールディングス社外取締役
- 2018年4月 一橋大学大学院経営管理研究科国際企業戦略専攻特任教授
- 2018年4月 (株)関西みらいフィナンシャルグループ社外取締役(現任)
- 2020年3月 東京女子大学理事長(現任)

重要な兼職の状況

(株)関西みらいフィナンシャルグループ社外取締役
東京女子大学理事長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

大学教授をはじめ、コンサルタント、企業経営等の幅広い経歴を通じて培われた企業戦略に関する専門的な知見に基づき、当社の経営全般に対する提言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくことで、経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断したことによるものであります。

候補者
番号

7



■ 所有する当社の株式の数
300株

と べ な お こ
戸部 直子

(1957年12月15日生)
(女性)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
1989年 4月 深沢法律事務所（現：深沢総合法律事務所）入所
2002年 4月 東京家庭裁判所家事調停委員（現任）
2005年 9月 東京都清瀬市男女共同参画センター法律相談員
2012年 4月 深沢総合法律事務所パートナー（現任）
2019年 6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

弁護士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての高度な知見・見識や豊富な経験に基づき、当社経営陣に対して客観的な視点での提言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくことで、経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断したことによるものであります。

候補者
番号

8



■ 所有する当社の株式の数
500株

し ん ぼ か つ よ し
新保 克芳

(1955年4月8日生)
(男性)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
1999年 11月 新保法律事務所 設立
2015年 6月 (株)三井住友銀行社外監査役
2017年 6月 (株)三井住友フィナンシャルグループ社外取締役（現任）
2017年 6月 三井化学(株)社外監査役（現任）
2021年 6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

弁護士

(株)三井住友フィナンシャルグループ社外取締役
三井化学(株)社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての高度な知見・見識や他社の社外役員としての経験に基づき、当社経営陣に対して客観的な視点での提言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくことで、経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断したことによるものであります。

候補者
番号

9



■ 所有する当社の株式の数

—

なが さわ

ゆ み こ

永沢 裕美子

(1959年11月6日生)
(女性)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1984年4月 日興証券(株) (現：SMBC日興証券(株)) 入社
- 1998年7月 Citibank, N.A. 入社
- 2004年12月 フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 設立
- 2017年6月 一般財団法人日本産業協会理事 (現任)
- 2018年6月 フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 世話人 (現任)
- 2018年6月 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事副会長 (現任)
- 2018年6月 (株)山口銀行社外取締役
- 2020年4月 お茶の水女子大学大学院非常勤講師 (現任)
- 2020年6月 (株)山口フィナンシャルグループ社外取締役 (現任)
- 2021年6月 当社取締役 (現任)
- 2021年6月 ジーエルサイエンス(株)社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 世話人
(株)山口フィナンシャルグループ社外取締役
ジーエルサイエンス(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

金融に関する専門的な知見や他社の社外役員としての経験に基づき、当社経営陣に対して客観的な視点での提言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくことで、経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断したことによるものであります。

候補者
番号

10



■ 所有する当社の株式の数
300株

あ く つ さとし
阿久津 聡

(1966年7月11日生)
(男性)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1998年5月 カリフォルニア大学バークレー校経営学博士 (Ph.D.)
- 1998年12月 一橋大学商学部専任講師
- 2002年6月 同大学大学院国際企業戦略研究科助教授
- 2010年4月 情報・システム研究機構国立情報学研究所連携研究部門客員教授
- 2010年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 (現：経営管理研究科) 教授 (現任)
- 2013年9月 (株)アダストリアホールディングス (現：(株)アダストリア) 社外取締役 (現任)
- 2017年6月 (株)ノジマ社外取締役
- 2022年6月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

一橋大学大学院経営管理研究科教授
(株)アダストリア社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

マーケティングの専門家としての数多くの実績に基づき、当社事業全般へ有益な助言をいただくことに加え、当社経営陣に対して客観的な視点での提言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくことで、経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断したことによるものであります。

候補者
番号

11



■ 所有する当社の株式の数
1,700株

ない どう まなぶ
内藤 学 (1960年1月9日生)
(男性)

再任

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月 (株)電通入社
1987年4月 当社入社
1989年7月 水戸ヤクルト販売(株)取締役
1995年8月 (株)電通九州入社
2004年7月 (株)電通九州第一営業局長
2008年5月 水戸ヤクルト販売(株)専務取締役
2010年5月 水戸ヤクルト販売(株)代表取締役社長 (現任)
2022年6月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

水戸ヤクルト販売(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

ヤクルト販売会社の経営経験を生かして市場実態を踏まえた各種助言をいただくことで、国内食品事業を中心にヤクルトグループ全体の発展に大きく寄与することが期待できると判断したことによるものであります。

候補者
番号

12



■ 所有する当社の株式の数
5,700株

なぎ ら まさ とし
那良 昌利 (1957年1月8日生)
(男性)

新任

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年4月 当社入社
2010年4月 当社西日本支店副支店長
2014年6月 当社執行役員
2019年6月 当社常務執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

国内食品事業、化粧品事業、販売会社経営に関わる豊富な知識・経験とグループ経営に関する深い知見を有しており、食品事業本部長、化粧品事業本部長を務めるなど、企業理念の実現による当社の持続的成長に向け、職務を適切に遂行することができると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

13



■ 所有する当社の株式の数
3,500株

ほし こ ひで あき
星子 秀章 (1958年11月23日生)
(男性)

新任

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社
2010年4月 当社法務室長
2014年6月 当社執行役員
2019年6月 当社常務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

法務、人事、総務に関わる豊富な知識・経験とグループ経営に関する深い知見を有しており、管理本部長を務めるなど、企業理念の実現による当社の持続的成長に向け、職務を適切に遂行できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

14



■ 所有する当社の株式の数
2,900株

しま だ じゅん いち
島田 淳一 (1960年4月9日生)
(男性)

新任

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社
2012年4月 当社国際部長
2016年6月 当社執行役員
2022年6月 当社常務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

国際事業に関わる豊富な知識・経験とグループ経営に関する深い知見を有しており、国際事業本部長を務めるなど、企業理念の実現による当社の持続的成長に向け、職務を適切に遂行できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

15



■ 所有する当社の株式の数

—

マシュー・ディグビー (1951年11月10日生)
(男性)

新任

社外

独立

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1973年 5月 ノートルダム大学 B.A. (文学士)
1975年 6月 上智大学 M.A. (文学修士)
1978年 5月 コロンビア大学ロースクール J.D. (法学博士)
1979年 8月 弁護士登録 (ニューヨーク州)
1984年 6月 弁護士登録 (カリフォルニア州)
2009年 9月 外国法事務弁護士登録
2009年 12月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)
2019年 1月 米国スクワイヤ・パットン・ボグズ(US)LLPシニアパートナー
(現任)

重要な兼職の状況

弁護士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての高度な知見・見識や海外における豊富な経験に基づき、当社経営陣に対して客観的な視点での提言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくことで、グローバルに事業を展開する当社にとって経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断したことによるものであります。

- (注) 1. 候補者番号No.6 安田隆二、No.7 戸部直子、No.8 新保克芳、No.9 永沢裕美子、No.10 阿久津聡およびNo.15 マシュー・ディグビーの6氏は、社外取締役候補者であります。
2. 候補者番号No.7 戸部直子、No.8 新保克芳、No.9 永沢裕美子、No.10 阿久津聡およびNo.15 マシュー・ディグビーの5氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に直接関与したことはありませんが、前記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。
3. 候補者番号No.6 安田隆二、No.7 戸部直子、No.8 新保克芳、No.9 永沢裕美子およびNo.10 阿久津聡の5氏は、現在、当社の社外取締役であり、それぞれ当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって安田隆二氏が14年、戸部直子氏が4年、新保克芳氏が2年、永沢裕美子氏が2年、阿久津聡氏が1年であります。
4. 当社は現在、すべての取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案において、候補者番号No.6 安田隆二、No.7 戸部直子、No.8 新保克芳、No.9 永沢裕美子、No.10 阿久津聡およびNo.11 内藤学の6氏の選任が承認された場合は、引き続き当該責任限定契約を継続し、また、候補者番号No.15 マシュー・ディグビー氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、責任限定契約の内容は次のとおりであります。
- ・ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である当社の役員が業務遂行に起因して損害賠償請求を受けた場合における争訟費用と損害賠償金について、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、候補者番号No.1～No.15の取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に同内容での当該保険契約を更新する予定であります。
6. 取締役候補者の重要な兼職先と当社との取引関係は、次のとおりであります（当社の100%子会社を除く）。
- ・ 候補者番号No.1 成田裕氏が取締役オーナーを務める㈱ヤクルト球団と当社との間には、球場における広告や土地建物の賃貸借等の取引関係があります。
 - ・ 候補者番号No.11 内藤学氏が代表者を務める水戸ヤクルト販売㈱と当社との間には、他のヤクルト販売会社と同一基準による商品販売等の取引関係があります。
7. 候補者番号No.1～No.14の取締役候補者の「当社における担当」は、「事業報告」内「3.会社役員に関する事項（1）取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。
8. 候補者番号No.6 安田隆二、No.7 戸部直子、No.8 新保克芳、No.9 永沢裕美子、No.10 阿久津聡およびNo.15 マシュー・ディグビーの6氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
9. 取締役候補者の「所有する当社の株式の数」には、持株会における持分を含んでおります。

第2号議案

取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定 の件

当社の取締役の報酬等の額は、2008年6月25日開催の第56回定時株主総会において、年額1,000百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給とおよび賞与は含まない。）としてご承認いただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對し、上記の報酬枠とは別枠として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給させていただきたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その額は、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給とおよび賞与は含まない。）として設定いたしたいと存じます。対象取締役に對する譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の職責等に応じて決定いたします。

譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取り引きが成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。

また、各対象取締役に對する具体的な支給時期および配分については、「指名・報酬諮問委員会」の答申をふまえ、取締役会において決定することといたします。

第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は15名となり、社外取締役6名および非常勤取締役1名を除く対象取締役に對する員数は8名となります。

対象取締役に對して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役に對しては、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものといたします。

2. 対象取締役に對して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に對して発行または処分する普通株式の総数は年7.5万株を上限といたします。ただし、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行または処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲で取締役会において決定いたします。

3. 対象取締役に割当てて譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」という。)を締結するものいたします(本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」という。)

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職等する日までの間(以下、「本譲渡制限期間」という。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないもの(以下、「本譲渡制限」という。)といたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間(以下、「本役務提供期間」という。)、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって本譲渡制限を解除いたします。ただし、対象取締役が、本役務提供期間中、正当な理由により退任・退職等した場合または死亡により退任・退職等した場合、本譲渡制限を解除する本割当株式の数および本譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間中、正当な理由によらず退任または退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、本譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本譲渡制限を解除する本割当株式の数および本譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、本譲渡制限が解除された直後の時点において、本譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものいたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

当社は2021年1月29日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、2023年2月10日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改定を行っており、その概要は後述の【ご参考】に記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであります。

また、当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は年7.5万株を上限としており、発行済株式総数に対する希釈化率は0.04%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

(ご参考)

当社は、本議案が承認可決された場合には、取締役を兼務しない当社の執行役員に対しても上記と同内容の本制度を導入する予定であります。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要（本議案が承認可決された場合）

当社の報酬体系については、当社事業の原点である「代田イズム」の実現に加えて、経営者がより業績に責任を持ち、株主の皆さまとの一層の価値共有を進める報酬制度とするため、以下の内容で構成します。

<固定報酬、業績連動報酬（短期インセンティブ（金銭））、株式報酬（長期インセンティブ（株式））>

1. 対象者

(1) 固定報酬

取締役全員

(2) 業績連動報酬

当該事業年度末に在籍する取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く）

(3) 株式報酬

支給時に在籍する取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く）

2. 各報酬の算定方法の決定方針

(1) 固定報酬

限度額の範囲内のもと、個々の取締役の職責、当該年度の業績、従事者の給与水準や社会情勢などの内外環境を総合的に勘案し決定することを基本方針とします。

(2) 業績連動報酬

業績連動報酬の算定指標として、業績を計るうえで最も適した「連結営業利益」に加え、当社事業の原点である「代田イズム」の実現度合いのバロメーターとなる「連結乳本数」を使用するものとします。また、業績連動部分は0%～150%の範囲内で変動するものとして設定します。

具体的には、上記2つの算定指標のそれぞれの前年比に応じて報酬支給係数を設定し、個々の取締役の職責に応じて決定される業績連動報酬基準額と当該係数を用いて業績連動報酬額を算出します。

なお、業績連動報酬額は、連結営業利益の前年比が70%を下回った場合は、支給しないものとします。

(3) 株式報酬

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、職責等に応じて譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給します。

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとします。譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までとします。譲渡制限付株式報酬として発行または処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利にならない範囲で取締役会において決定します。

なお、当社は、譲渡制限期間中に、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、法令違反その他の当社取締役会が定める事由に該当する場合に、当該株式の全部または一部を当然に無償で取得することができることとします。

3. 報酬の種類別の割合

適正なインセンティブとして機能するよう、下記の割合を基準として報酬を構成します。

(1) 固定報酬 : (2) 業績連動報酬 : (3) 株式報酬 = 70 : 15 : 15 (%)

※社外取締役および非常勤取締役は、(1) 固定報酬のみ

4. 報酬の支給時期または条件の決定に関する方針

- (1) 固定報酬 毎月支給
- (2) 業績連動報酬 前年度の業績結果に対するインセンティブ報酬のため、算定期間となる事業年度終了後に一時金として支給
- (3) 株式報酬 今後の企業価値向上に対するインセンティブ報酬のため、株主総会における取締役選任後、取締役任期分を支給

※ (1) 固定報酬および (2) 業績連動報酬の限度額は、2008年6月25日開催の第56回定時株主総会において定めた年額1,000百万円

※ (3) 株式報酬の限度額および限度株数は、2023年6月21日開催の第71回定時株主総会において定めた年額300百万円および7.5万株

これらの方針および報酬の算定方法、個人別報酬等は、委員の過半数が独立社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」で審議のうえ、取締役会で決議するものとします。ただし、(1) 固定報酬および (2) 業績連動報酬に関する個人別の報酬額については、取締役会の委任を受けて「指名・報酬諮問委員会」で決定するものとします。

第3号議案

監査役報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2008年6月25日開催の第56回定時株主総会において、年額120百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、コーポレートガバナンス強化の観点から、監査役に求められる役割および責務が増していること等を勘案して、監査役の報酬額を年額200百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は5名であります。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、景気の持ち直しが期待されてきたものの、世界的な金融引締め等による景気の下振れリスクや、物価上昇等による影響に十分注意を要する状況で推移しました。

このような状況の中で、当社グループは、事業の根幹であるプロバイオティクスの啓発・普及活動を展開し、商品の優位性を訴求してきました。また、長期ビジョン「Yakult Group Global Vision 2030」に立脚し、世界の人々の健康に貢献し続けるヘルスケアカンパニーを目指し、企業活動を推進し、業績の向上に努めました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は483,071百万円（前期比16.4%増）となりました。利益面においては、営業利益は66,068百万円（前期比24.2%増）、経常利益は77,970百万円（前期比13.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は50,641百万円（前期比12.7%増）となりました。

連結売上高	483,071百万円	前期比 16.4%増
営業利益	66,068百万円	前期比 24.2%増
経常利益	77,970百万円	前期比 13.7%増
親会社株主に帰属する 当期純利益	50,641百万円	前期比 12.7%増

主な部門別の状況は、次のとおりであります。

飲料および食品製造販売事業部門（国内）

乳製品につきましては、当社独自の「乳酸菌 シロタ株」や「ビフィズス菌 BY株」などの科学性を広く普及するため、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じたうえで、地域に根ざした「価値普及」活動を積極的に展開しました。

宅配チャンネルにおいては、乳製品乳酸菌飲料「Yakult（ヤクルト）1000」および「ヤクルト400」シリーズを中心に、エビデンスを活用し、お客さまに対する飲用促進を図りました。また、インターネット注文サービス「ヤクルト届けてネット」やウェブサイト等による情報発信を通じて、お客さまとの接点を強化しました。さらに、宅配組織の強化を図るため、ヤクルトレディの採用活動および働きやすい環境づくりを推進しました。

店頭チャンネルにおいては、乳製品乳酸菌飲料「Newヤクルト」シリーズについて、SNSを活用したキャンペーンを実施したほか、家族での飲用促進を目的とした期間限定パッケージを導入しました。また、演出資材等を活用した視認性の高い売り場を展開することで売り上げの増大に努めました。

商品別では、「Yakult（ヤクルト）1000」および「Y1000」の需要の高まりに対応するため、それぞれ生産体制を強化しました。今後も、引き続き安定供給に向けた対応を進めていきます。また、ハードタイプヨーグルト「ソファール」について、ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社とのコラボレーション商品として、期間限定アイテム「ソファール レモン」を本年1月に発売するなど、ブランドの活性化を図りました。

一方、清涼飲料につきましては、原材料費の上昇および物流費・燃料費等の急激な高騰を受け、昨年11月に価格改定を実施しました。また、栄養ドリンク「タフマン」シリーズについて、消費者キャンペーンを実施するなど、売り上げの増大に努めました。

そのほか、東京ヤクルトスワローズのセントラル・リーグ優勝を記念し、応援していただいた皆さまに感謝の意を表すため、記念施策を実施しました。

このような取り組みを中心に販売強化に努めた結果、乳製品・清涼飲料ともに前期を上回る実績となりました。

これらの結果、飲料および食品製造販売事業部門（国内）の連結売上高は240,455百万円（前期比18.3%増）となりました。

飲料および食品製造販売事業部門（海外）

海外につきましては、1964年3月の台湾ヤクルト株式会社の営業開始をかわきりに、現在29の事業所および1つの研究所を中心に、39の国と地域で主として乳製品乳酸菌飲料「ヤクルト」の製造、販売を行っており、本年3月の一日当たり平均販売本数は約2,991万本となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響は、国・地域の感染拡大状況、各国政府・地方政府の方針、各種行政指導等により異なりますが、それぞれ対策を講じ、行政機関の指示に従い、営業・生産活動を行っています。

アジア・オセアニア地域では、中国において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うロックダウン等により、多くの地区で活動が制限され、売り上げに大きな影響を受けました。また、ベトナムにおいては、宅配組織の拡充と取引店舗数の増大に努めるとともに、「価値普及」活動を推進した結果、販売実績は順調に推移しました。

米州地域では、米国において、広告活動等による販売支援を強化するとともに、積極的な新規開拓活動等により取引店舗数が増加した結果、販売実績は順調に推移しました。

ヨーロッパ地域では、プロバイオティクスを普及するための活動に対する厳しい規制の中で、健康強調表示（ヘルスクレーム）の承認に向けた各種の取り組みを行うほか、健康志向の高まりを契機とした各国の市場特性に合った販売活動の展開により、持続的成長を目指しました。

これらの結果、飲料および食品製造販売事業部門（海外）の連結売上高は215,109百万円（前期比16.3%増）となりました。

医薬品製造販売事業部門

医薬品につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、多くの施設で医療従事者に対して直接の面談ができない状況が継続していましたが、ウェブの活用等により、がんおよびその周辺領域に特化した当社製品等の啓発活動や適正使用を推奨する活動を推進しました。

当社の主力製品である抗悪性腫瘍剤「エルプラット」については、行政方針に沿って後発医薬品へ切り替える医療機関が増加傾向にあるものの、先発医薬品を開発した当社の強みである情報提供力を活かした活動を展開しました。

しかしながら、昨年4月に実施された薬価改定において大半の当社製品の薬価が引き下げられたことや、9月に日本セルヴィエ社と抗悪性腫瘍剤「オニバイド®」に関するプロモーショ

ン契約が終了したことにより、売り上げに影響を受けました。

これらの結果、医薬品製造販売事業部門の連結売上高は12,763百万円（前期比24.9%減）となりました。

その他事業部門

その他事業部門には、化粧品の製造販売およびプロ野球興行などがあります。

化粧品につきましては、当社が創業以来培ってきた乳酸菌研究から生まれたオリジナル保湿成分「S.E. (シロタエッセンス)」の「価値普及」活動に重点をおき、お客さまの「内外美容」の実現と化粧品愛用者数の増大に努めました。

具体的には、乳酸菌生まれの保湿成分を配合したスキンケアシリーズ「ラクトデュウ」について、昨年11月に「ラクトデュウ S.E.ローション2」を新発売し、また「ラクトデュウ S.E.ミルク」をリニューアル発売するとともに、歌手の森高千里さんを起用したテレビCMを放映しました。加えて、本年1月には薬用保湿美容液「ベルフェ モイスチュア エッセンス」をリニューアル発売しました。

その結果、化粧品全体としては、ほぼ前期並みの実績となりました。

一方、プロ野球興行につきましては、ファンの皆さまのご声援を受け、東京ヤクルトスワローズが2年連続でセントラル・リーグ優勝および日本シリーズ進出を果たすことができました。また、神宮球場において入場制限が解除されたことに加え、各種ファンサービスの充実やさまざまな情報発信を行った結果、入場者数が増加しました。

これらの結果、その他事業部門の連結売上高は25,445百万円（前期比30.7%増）となりました。

事業部門別売上高

区 分	第 70 期 (2021.4.1~2022.3.31)	第 71 期 (当連結会計年度) (2022.4.1~2023.3.31)	増 減	
			金 額	前 期 比
国 内	203,293百万円	240,455百万円	37,162百万円	18.3%増
海 外	185,000百万円	215,109百万円	30,108百万円	16.3%増
飲料および食品 製造販売事業部門計	388,294百万円	455,565百万円	67,270百万円	17.3%増
医薬品製造販売 事業部門	16,992百万円	12,763百万円	△ 4,229百万円	24.9%減
その他事業部門	19,473百万円	25,445百万円	5,972百万円	30.7%増
(調整額)	△ 9,644百万円	△ 10,703百万円	△ 1,058百万円	—
合 計	415,116百万円	483,071百万円	67,954百万円	16.4%増

(注) 「調整額」は、事業部門間売上高の消去金額です。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、生産設備の増設・更新を中心に総額32,579百万円となっています。

当連結会計年度の主な設備投資は、「Yakult (ヤクルト) 1000」および「Y1000」の生産設備増強や無錫第2工場(無錫ヤクルト株式会社)の建設があります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、増資または社債の発行などによる資金の調達は行っていません。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループをとりまく環境は、国内の人口減少等による市場の伸び悩み、お客さまのニーズの多様化や品質・環境問題に対する意識の高まりなど、刻々と変化を続けています。また、今後の経済は、世界情勢の変化によるさまざまな不安材料が存在し、先行きが不透明な状況で推移すると思われます。

このような環境のもと、当社グループは引き続き、創業当初から提唱する「予防医学」[「健腸長寿」]の考え方に基づき、お客さまの健康づくりに役立ち、社会の健康課題の解決に寄与する商品やサービスを提供します。そして、長期ビジョン「Yakult Group Global Vision 2030」に立脚し、世界の人々の健康に貢献し続けるヘルスケアカンパニーを目指し、企業活動を推進します。推進にあたっては、グループの強みである「研究開発・技術力」と「当社グループ独自の宅配システム」を活かし、お客さまへのさらなる価値提供により健康社会の実現に貢献することで、社会とともに持続的な成長を目指します。

また、当社グループは「ヤクルトグループ 環境ビジョン」の実現に向けて、環境に関するマテリアリティを「気候変動」「プラスチック容器包装」「水」の3分野に特定し、人と地球の共生社会を実現するバリューチェーン環境負荷ゼロ経営を目指します。

あわせて、当社は「人々の健康に貢献する」という理念の実現には、従業員の健康保持・増進が不可欠であるとの認識に立ち、社内に健康経営の推進専門組織を設けるなど体制を整備し、健康経営の実践による業績・企業価値の向上に取り組んでまいります。

各事業部門の対処すべき課題は、次のとおりであります。

飲料および食品製造販売事業部門（国内）

お客さまの価値観の多様化や健康意識の高まりに対応するため、継続して「腸」の健康の大切さを訴求していきます。また、競争の激しい市場において、当社独自の乳酸菌の有用性をお客さまに体感していただくことで、当社商品の優位性を高めていきます。さらに、「Yakult（ヤクルト）1000」および「Y1000」の需要の高まりに対応するため、それぞれ生産体制を引き続き増強していきます。

宅配チャネルにおいては、人材獲得競争が激化する中、宅配組織の強化を図るため、ヤクルトレディの採用活動を積極的に行うとともに、多様な働き方の実現に向けたインフラ整備等を推進することで、働きやすい環境づくりに取り組みます。

店頭チャネルにおいては、プロバイオティクス市場における優位性をさらに向上させるため、マーケットごとにお客さまの多様なニーズに合わせた取り組みを強化することで、当社独自の乳酸菌の認知度の向上に向けた「価値普及」活動を推進します。

飲料および食品製造販売事業部門（海外）

プロバイオティクスに対する注目が高まる中、事業の拡大および収益性の向上という課題に対し、販売エリアでのさらなる市場深耕、既進出国・地域における未配エリアへの市場拡

大および新規進出国・地域の検討を進めていきます。あわせて、取引店舗数の拡大、新規チャンネルでの取引強化および宅配体制の充実と人材の確保・育成に取り組みます。

販売本数が多い主なエリアである中国においては、市場の拡大および深耕を目指し、未配エリアへの展開および販売拠点の増加に取り組むほか、販売組織の強化を進めていきます。そのほか、学校、病院等の新規チャンネルを開拓するとともに、成長市場であるEC分野における取り組みを積極的に推進します。

また、物価高の影響等で購買意欲が低下している国・地域においては、お客さまとの接点を強化するとともに、コミュニケーションの充実を図ることで、愛飲者を維持・拡大し、売り上げの増大を目指していきます。

医薬品製造販売事業部門

増大する医療費の抑制、後発医薬品の使用促進や毎年実施される薬価改定等、医療制度改革を中心として、国内市場環境が大きく変化し続けています。その中で、当社の強みである最新の情報提供力やこれまで築き上げてきた医療関係者との信頼関係を活かした営業活動を展開するとともに、徹底した経費の見直し、業務効率化を進め、実績の確保に努めます。

その他事業部門

化粧品につきましては、同業他社との競争激化をはじめ、他業界からの新規参入など競争環境がますます厳しくなっていく中、国内においては、自社商品とサービスの価値を高め、売り上げを増大させることで事業基盤の強化を図ります。また、海外においては、中国のEC市場での認知度向上を図り、同国内での売り上げの増大を目指します。

一方、プロ野球興行につきましては、ファンの皆さまの期待に応えられるようチーム力の強化に取り組むとともに、各種ファンサービスの充実を図っていきます。

また、当社グループは、引き続きコンプライアンス経営を推進するとともに、企業の社会的責任や株主の皆さまへの説明責任を果たしつつ、経営の効率化と業績の向上に鋭意努力してまいります。

企業理念である「私たちは、生命科学の追究を基盤として、世界の人々の健康で楽しい生活づくりに貢献します」の実現に向けて、コーポレートスローガン「人も地球も健康に」のもと、地球環境全体の健康を視野に入れ、すべての事業活動を通じて、良き企業市民として歩んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 68 期 (2019.4.1~2020.3.31)	第 69 期 (2020.4.1~2021.3.31)	第 70 期 (2021.4.1~2022.3.31)	第 71 期 (当連結会計年度) (2022.4.1~2023.3.31)
売 上 高	406,004百万円	385,706百万円	415,116百万円	483,071百万円
営 業 利 益	45,675百万円	43,694百万円	53,202百万円	66,068百万円
経 常 利 益	58,478百万円	57,601百万円	68,549百万円	77,970百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	39,735百万円	39,267百万円	44,917百万円	50,641百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	248.04円	244.85円	280.36円	324.18円
総 資 産	627,871百万円	635,102百万円	672,855百万円	749,419百万円
純 資 産	412,082百万円	439,761百万円	484,935百万円	545,496百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しています。
 2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に基づき算出しています。
 3. 第70期から収益認識会計基準等が適用されていますが、利益面への影響はありません。

(7) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
東京ヤクルト販売株式会社	300百万円	100.0%	ヤクルト類などの販売
株式会社岡山和気ヤクルト工場	98百万円	100.0%	ヤクルト類のボトリング
ヤクルト商事株式会社	30百万円	72.5%	ヤクルト類の販売用資機材 などの販売
株式会社ヤクルトマテリアル	50百万円	100.0%	香料などの製造販売
ヤクルトヘルスフーズ株式会社	99百万円	100.0%	保健機能食品、健康補助 食品などの製造販売
ヤクルトロジスティクス株式会社	10百万円	100.0%	ヤクルト類などの輸送
株式会社ヤクルト球団	495百万円	80.0%	プロ野球の興行
中国ヤクルト株式会社	1,491百万元	100.0%	ヤクルト類の製造販売

(注) ヤクルト商事(株)に対する当社の出資比率には、当社の子会社を通じての間接所有分15.9%が含まれています。

(8) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、以下の内容を主な事業としています。

飲料および食品製造販売事業部門	乳製品乳酸菌飲料、はっ酵乳、清涼飲料、麺類、健康食品
医薬品製造販売事業部門	医療用医薬品、一般用医薬品、医薬品原料
そ の 他 事 業 部 門	化粧品の製造販売、プロ野球興行

(9) 主要な営業所および工場（2023年3月31日現在）

① 当社

本店	東京都港区海岸1丁目10番30号
営業所	北海道支店（札幌市）、東日本支店（東京都港区）、 首都圏支店（東京都港区）、中日本支店（大阪市）、西日本支店（福岡市）
工場	福島工場（福島市）、茨城工場（茨城県猿島郡）、湘南化粧品工場（藤沢市）、 富士裾野工場（裾野市）、富士裾野医薬品工場（裾野市）、 兵庫三木工場（三木市）、佐賀工場（神崎市）
研究所	中央研究所（国立市）

② 子会社

区 分		子 会 社 名
国	内	東京ヤクルト販売株式会社（東京都台東区）、 株式会社岡山和気ヤクルト工場（岡山県和気郡）、 ヤクルト商事株式会社（東京都港区）、 株式会社ヤクルトマテリアル（東京都港区）、 ヤクルトヘルスフーズ株式会社（豊後高田市）、 ヤクルトロジスティクス株式会社（八王子市）、 株式会社ヤクルト球団（東京都港区）
海外	アジア・ オセアニア	香港ヤクルト株式会社、シンガポールヤクルト株式会社、 インドネシアヤクルト株式会社、オーストラリアヤクルト株式会社、 マレーシアヤクルト株式会社、中国ヤクルト株式会社、 広州ヤクルト株式会社、上海ヤクルト株式会社、 北京ヤクルト販売株式会社、天津ヤクルト株式会社、 無錫ヤクルト株式会社、インドヤクルト・ダノン株式会社、 ベトナムヤクルト株式会社、中東ヤクルト販売株式会社（アラブ首長国連邦）、 ミャンマーヤクルト株式会社
	米 州	ブラジルヤクルト商工株式会社、メキシコヤクルト株式会社、 アメリカヤクルト株式会社
	ヨーロッパ	ヨーロッパヤクルト株式会社（オランダ）、オランダヤクルト販売株式会社、 ベルギーヤクルト販売株式会社、イギリスヤクルト販売株式会社、 ドイツヤクルト販売株式会社、オーストリアヤクルト販売株式会社、 イタリアヤクルト販売株式会社

上表の他、国内子会社は34社（計41社）、海外子会社はヤクルト本社ヨーロッパ研究所（ベルギー）など5社（計30社）

(10) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比較増減
飲料および食品製造販売事業部門 (国内)	6,597名	236名増
飲料および食品製造販売事業部門 (海外)	22,149名	457名増
医薬品製造販売事業部門	323名	86名減
その他の事業部門	588名	—
総務・経理等の管理部門	223名	—
合 計	29,880名	607名増

- (注) 1. 当連結会計年度から区分を一部組み替えており、前連結会計年度の数値も変更後の区分に組み替えて比較をしています。
2. 従業員数が前期末と比較して607名増加した主な理由は、国内子会社および海外子会社における従業員数が増加したことによるものです。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	2,017名	63名減	43歳5か月	19年9か月
女 性	748名	8名減	40歳1か月	15年9か月
合計または平均	2,765名	71名減	42歳6か月	18年8か月

(注) 上表従業員数には、出向者286名および嘱託160名を含みます。

(11) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	32,781百万円

2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 700,000,000株
(2) 発行済株式総数 171,045,418株 (自己株式14,975,095株を含む)
(3) 株主数 30,315名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	22,318千株	14.3%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	6,778千株	4.3%
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	6,492千株	4.2%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託みずほ銀行口	4,957千株	3.2%
共 進 会	3,878千株	2.5%
松 尚 株 式 会 社	3,417千株	2.2%
ステートストリートバンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	2,589千株	1.7%
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	1,829千株	1.2%
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	1,783千株	1.1%
ジェーピー モルガン チェース バンク 3 8 5 7 8 1	1,736千株	1.1%

- (注) 1. 上表は、当社株主名簿に基づき作成しています。
2. 当社は、自己株式14,975,095株を保有していますが、上表から除いています。
3. 持株比率は、自己株式14,975,095株を控除して計算しています。
4. みずほ信託銀行(株)退職給付信託みずほ銀行口の持株数4,957千株は、(株)みずほ銀行が保有する当社株式を退職給付信託に拠出したものです。
5. 共進会は、当社の取引先であるヤクルト販売会社を会員とする持株会です。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、会社法第459条第1項および当社定款第36条の規定により、株主還元の強化および資本効率の向上を図るため、2022年2月10日開催の取締役会決議に基づき、2022年2月14日から8月4日までの間、(株)東京証券取引所における市場買付けにより、4,498,000株の自己株式を約300億円で取得しました。そのうち、当事業年度に取得した自己株式の株式の数、取得価額は2,675,500株、約185億円となりました。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	成 田 裕	(株)ヤクルト球団取締役オーナー 一般社団法人全国発酵乳酸菌飲料協会会長
取締役 副社長執行役員	若 林 宏	管理本部長
取締役 専務執行役員	石 川 文 保	研究開発本部長、中央研究所長
取締役 専務執行役員	土 井 明 文	生産本部長
取締役 専務執行役員	林 田 哲 哉	食品事業本部長、化粧品事業本部長 (株)ヤクルト球団代表取締役社長 COO
取締役 専務執行役員	平 野 晋	国際事業本部長 アメリカヤクルト(株)代表取締役会長 ヨーロッパヤクルト(株)代表取締役会長
取締役 専務執行役員	今 田 正 男	経営サポート本部長
取締役 常務執行役員	伊 藤 正 徳	医薬品事業本部長
取締役 常務執行役員	平 野 宏 一	研究開発副本部長 開発部、広報室(学術担当) (株)ヤクルトマテリアル代表取締役社長
取 締 役	安 田 隆 二	(株)関西みらいフィナンシャルグループ社外取締役 東京女子大学理事長
取 締 役	戸 部 直 子	弁護士
取 締 役	新 保 克 芳	弁護士 (株)三井住友フィナンシャルグループ社外取締役 三井化学(株)社外監査役
取 締 役	永 沢 裕 美 子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会) 世話人 (株)山口フィナンシャルグループ社外取締役
取 締 役	阿 久 津 聡	ジューエルサイエンス(株)社外取締役 一橋大学大学院経営管理研究科教授 (株)アダストリア社外取締役
取 締 役	内 藤 学	水戸ヤクルト販売(株)代表取締役社長

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	山 上 博 資	
常 勤 監 査 役	川 名 秀 幸	
監 査 役	谷 川 清 十 郎	神戸ヤクルト販売(株)代表取締役社長
監 査 役	手 塚 仙 夫	公認会計士 (株)レスターホールディングス社外取締役
監 査 役	町 田 恵 美	公認会計士 日清オイリオグループ(株)社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち、安田隆二、戸部直子、新保克芳、永沢裕美子および阿久津聡の5氏は、会社法に定める社外取締役です。
2. 監査役のうち、谷川清十郎、手塚仙夫および町田恵美の3氏は、会社法に定める社外監査役です。
3. 監査役のうち、手塚仙夫および町田恵美の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 当社は、安田隆二、戸部直子、新保克芳、永沢裕美子、阿久津聡、手塚仙夫および町田恵美の7氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
5. 2022年6月22日開催の第70回定時株主総会において、新たに阿久津聡および内藤学の両氏が取締役に選任され、就任しました。
6. 2022年6月22日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって、福岡政行および前田典人の両氏は、任期満了により取締役を退任しました。
7. 当事業年度における役員「地位」および「担当」の変更は、次のとおりです。

氏 名	内 容	変 更 後	変 更 前	変 更 年 月 日
平 野 晋		取締役 専務執行役員 国際事業本部長	取締役 常務執行役員 国際事業本部長	2022年6月22日
今 田 正 男		取締役 専務執行役員 経営サポート本部長	取締役 常務執行役員 経営サポート本部長	2022年6月22日
平 野 宏 一		取締役 常務執行役員 研究開発副本部長 開発部、広報室 (学術担当)	取締役 常務執行役員 開発部、広報室 (学術担当)	2022年6月22日

8. 2023年4月1日付の役員の「地位」および「担当」の変更は、次のとおりです。

氏名	内容	変更後	変更前	変更年月日
若林 宏		取締役 副社長執行役員	取締役 副社長執行役員 管理本部長	2023年4月1日
石川 文保		取締役	取締役 専務執行役員 研究開発本部長、中央研究所長	2023年4月1日
林田 哲哉		取締役	取締役 専務執行役員 食品事業本部長、化粧品事業本部長	2023年4月1日
平野 晋		取締役	取締役 専務執行役員 国際事業本部長	2023年4月1日
伊藤 正徳		取締役	取締役 常務執行役員 医薬品事業本部長	2023年4月1日
平野 宏一		取締役 専務執行役員 研究開発本部長	取締役 常務執行役員 研究開発副本部長 開発部、広報室（学術担当）	2023年4月1日

※当社では、これまで株主総会開催日付で執行役員の異動を行ってまいりましたが、2023年度からは、事業年度に合わせ4月1日付で行うこととしました。

9. 当事業年度における役員の「重要な兼職」の変更は、次のとおりです。

氏名	内容	変更後	変更前	変更年月日
成田 裕		(株)ヤクルト球団取締役オーナー		2023年3月15日
		一般社団法人全国発酵乳酸菌飲料協会会長		2022年6月3日
林田 哲哉		(株)ヤクルト球団代表取締役社長 COO		2023年3月15日
平野 晋			中国ヤクルト(株)董事長	2022年6月22日
安田 隆二			(株)朝日新聞社社外監査役	2022年6月24日

10. 当社は、執行役員制度を導入しています。
 なお、2023年4月1日現在の取締役兼務者以外の執行役員は、次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
専 務 執 行 役 員	南 野 昌 信	中央研究所長 ヨーロッパ研究所
常 務 執 行 役 員	柳 良 昌 利	食品事業本部長、化粧品事業本部長
常 務 執 行 役 員	星 子 秀 章	管理本部長
常 務 執 行 役 員	島 田 淳 一	国際事業本部長
常 務 執 行 役 員	鈴 木 康 之	生産副本部長 生産管理部、国際業務部（海外工場担当）
常 務 執 行 役 員	渡 辺 秀 一	医薬品事業本部長 経理部
常 務 執 行 役 員	後 藤 隆 夫	秘書室
常 務 執 行 役 員	川 畑 裕 之	経営サポート副本部長 企画室、広報室、広告部、法務室
常 務 執 行 役 員	岸 本 明	販売会社経営ソリューション部、業務部、直販営業部、 物流統括部
執 行 役 員	里 見 昌 彦	医薬営業部、医薬開発部
執 行 役 員	長 岡 正 人	企画室、中央研究所
執 行 役 員	永 岡 裕 明	人事部、人材開発センター、情報システム部
執 行 役 員	夏 目 裕 裕	食品品質保証室、環境対応推進室、広報室
執 行 役 員	清 野 正 和	生産管理部、調達部
執 行 役 員	朝 倉 義 信	西日本支店長
執 行 役 員	梅 原 紀 幸	広州ヤクルト(株)、中国ヤクルト(株)
執 行 役 員	長 南 治	中央研究所、広報室（学術担当）、国際業務部(学術担 当)
執 行 役 員	志 田 寛	中央研究所、開発研究部
執 行 役 員	植 草 俊 一	国際業務部、国際事業推進部、提携推進室
執 行 役 員	改 谷 正 貴	総務部、情報システム部
執 行 役 員	西 川 賢	開発部、開発研究部、業務部
執 行 役 員	山 本 幹	企画室、直販営業部
執 行 役 員	小 町 直 樹	業務部、宅配営業部、化粧品部、湘南化粧品工場

※後藤善宏は、執行役員の変動に伴い2023年3月31日付で執行役員を退任しました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額です。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である当社の役員および執行役員（既に退任している者を含む）が業務遂行に起因して損害賠償請求を受けた場合における争訟費用と損害賠償金について、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしています。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しています。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年1月29日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、委員の過半数が独立社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」の答申をふまえ、2022年4月26日開催の取締役会において本方針の改定を決議しました。その決議内容の概要は次のとおりです。

当社事業の原点は「代田イズム」であり、その実現のため、1本1本の「ヤクルト」を通じて世界の人々の健康に貢献することです。当社の報酬体系については、「代田イズム」の実現に加えて、経営者がより業績に責任を持つ報酬制度とするため、固定報酬および業績連動報酬を採用します。（非金銭報酬等はありません。）

取締役の個人別報酬等の額またはその算定方法の決定方針は、「限度額の範囲内のもと、個々の取締役の職責、当該年度の業績、従事者の給与水準や社会情勢などの内外環境を総合的に勘案し決定することを基本方針とする」ものとしませんが、このうち業績評価に関する業績連動報酬の概要は以下のとおりです。

(ア) 業績連動報酬の対象者

当該事業年度末に在籍する取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く）

(イ) 業績連動報酬の算定方法

業績連動報酬の算定指標として、業績を計るうえで最も適した「連結営業利益」に加え、当社事業の原点である「代田イズム」の実現度合いのバロメーターとなる「連結乳本数」を使用するものとし、報酬全体に占める割合については、固定報酬8割、業績連動報酬2割を基本とし、業績連動部分は0%～150%の範囲内で変動するものとして設定します。

具体的には、上記2つの算定指標のそれぞれの前年比に応じて報酬支給係数を設定し、個々の取締役の職責に応じて決定される業績連動報酬基準額と当該係数を用いて業績連動報酬額を算出します。

なお、業績連動報酬額は、連結営業利益の前年比が70%を下回った場合は、支給しないものとします。

(ウ) 報酬の支給方法

固定報酬は毎月支給しますが、業績連動報酬は算定期間となる事業年度終了後に一時金として支給することとします（報酬総額は、2008年6月25日開催の第56回定時株主総会において定めた報酬の限度額は超えないものとします）。

これらの方針および報酬の算定方法等は、「指名・報酬諮問委員会」で審議のうえ、取締役会で決議するものとします。また、具体的な個人別の報酬額については、透明性・客観性を高めるため取締役会の委任を受けて「指名・報酬諮問委員会」で決定するものとします。

<「代田イズム」について>

ヤクルトでは、創始者である代田 稔の考えを「代田イズム」と呼び、現在もすべての事業の原点としています。

- ・ 予防医学
病気にかかってから治療するのではなく、病気にかからないための「予防医学」が重要である。
- ・ 健腸長寿
ヒトが栄養素を摂る場所は腸である。腸を丈夫にすることが健康で長生きすることにつながる。
- ・ 誰もが手に入れられる価格で
腸を守る「乳酸菌 シロタ株」を一人でも多くの人に、手軽に飲んでもらいたい。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2008年6月25日開催の第56回定時株主総会において、報酬の限度額について、取締役は年額1,000百万円、監査役は年額120百万円とすることを決議しています（使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は26名（うち社外取締役は4名）、監査役の員数は7名（うち社外監査役4名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、前述の決定方針に記載のとおり、取締役会の委任決議に基づき、「指名・報酬諮問委員会」が具体的な取締役の個人別の報酬額を決定しております。取締役会がこの権限を委任した理由は、委員の過半数が独立社外取締役で構成される取締役会の任意の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」に委任することで、報酬等の決定に関する手続きの透明性・客観性を確保するためです。

また、これらの手続きを経て取締役の報酬額が決定されていることから、取締役会は、「指名・報酬諮問委員会」が決定した取締役の個人別の報酬等の内容が前述の決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、委任決議時点における「指名・報酬諮問委員会」の委員は、成田裕代表取締役社長 社長執行役員、若林宏取締役 副社長執行役員（管理本部長）、独立社外取締役である安田隆二氏、戸部直子氏、新保克芳氏の計5名です。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	806 (69)	654 (69)	152 (-)	-	17 (7)
監査役 (うち社外監査役)	114 (38)	114 (38)	-	-	5 (3)

- (注) 1. 上記の支給人員には、第70回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役2名が含まれています。
2. 上記「業績連動報酬等」は、当事業年度に費用計上した金額を記載しています。
3. 業績連動報酬の算定指標である「連結営業利益」および「連結乳本数」の当連結会計年度の実績は、66,068百万円および3,339万本/日です。

(ご参考)

- ・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、第2号議案「取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が承認可決された場合、22ページ～24ページに記載の決定方針とする予定です。
- ・監査役の報酬の限度額については、第3号議案「監査役報酬額改定の件」が承認可決された場合、25ページに記載の報酬限度額とする予定です。

(5) 社外取締役および社外監査役に関する事項

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	安田 隆二	同氏が社外取締役を務める(株)関西みらいフィナンシャルグループと当社との間には特別の関係はありません。また、同氏が理事長を務める東京女子大学と当社との間には特別の関係はありません。	当期開催の取締役会9回すべてに出席し、議案審議などに必要な発言を適宜行っています。
	戸部 直子	該当事項はありません。	当期開催の取締役会9回すべてに出席し、主に弁護士の資格を有する者としての専門的見地から発言を適宜行っています。
	新保 克芳	同氏が社外取締役を務める(株)三井住友フィナンシャルグループおよび同氏が社外監査役を務める三井化学(株)と当社との間には特別の関係はありません。	当期開催の取締役会9回のうち8回に出席し、主に弁護士の資格を有する者としての専門的見地から発言を適宜行っています。
	永沢 裕美子	同氏が世話人を務めるフォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)および同氏が社外取締役を務める(株)山口フィナンシャルグループ、ジーエルサイエンス(株)と当社との間には特別の関係はありません。	当期開催の取締役会9回すべてに出席し、主に金融に関する専門的見地等に基づいた発言を適宜行っています。
	阿久津 聡	同氏が教授を務める一橋大学と当社との間には特別の関係はありません。また、同氏が社外取締役を務める(株)アダストリアと当社との間には特別の関係はありません。	2022年6月22日の就任以降に開催された取締役会7回すべてに出席し、主にマーケティングに関する専門的見地等に基づいた発言を適宜行っています。

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況
社外 監査役	谷川清十郎	同氏が代表取締役社長を務める神戸ヤクルト販売(株)は、当社の取引先です。	当期開催の取締役会9回および監査役会9回すべてに出席し、議案審議などに必要な発言を適宜行っています。
	手塚仙夫	同氏が社外取締役を務める(株)レスターホールディングスと当社との間には特別の関係はありません。	当期開催の取締役会9回および監査役会9回すべてに出席し、主に公認会計士の資格を有する者としての専門的見地から発言を適宜行っています。
	町田恵美	同氏が社外取締役を務める日清オイリオグループ(株)と当社との間には特別の関係はありません。	当期開催の取締役会9回および監査役会9回すべてに出席し、主に公認会計士の資格を有する者としての専門的見地から発言を適宜行っています。

- (注) 1. 上記の社外取締役5名は、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要として、取締役会における発言をはじめ、取締役会の実効性の分析・評価や経営陣との意見交換の場をとおして、それぞれの専門的見地から経営全般に関する助言・提言を行っています。また、そのうち安田隆二、戸部直子および新保克芳の3氏は、「指名・報酬諮問委員会」の委員を務めています。
2. 谷川清十郎氏の三親等以内の親族は、当社の子会社である(株)ヤクルト球団の取締役（非常勤）であります。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	117百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	166百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬額はこれらの合計額を記載しています。
2. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手、報告を受けただうえで、会計監査人の前期の会計監査の職務遂行状況、当期の監査計画の内容、報酬見積もりの算定根拠について、確認し審議した結果、これらについて相当であると判断したため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
3. 当社子会社で、海外の子会社（28社）については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けています。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である今後の事業展開に係る助言業務等の対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任します。

5 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則により、大会社である取締役会設置会社に義務づけられた内部統制システムの整備について、2006年5月19日開催の取締役会において決議しています。また、この決議内容については、社内外の環境変化などに応じて、適宜見直しを行っており、現在の決議内容は次のとおりです。

当社は「私たちは、生命科学の追究を基盤として、世界の人々の健康で楽しい生活づくりに貢献します」という企業理念のもとで事業活動を推進していくものであり、そのために広く社会から信頼される企業として、内部統制機能の強化・充実を重視した経営を実践していくことが重要であると考えています。

この考え方に基づき、内部統制システムの整備状況に関する当社の現状をあらためて確認したうえで、内部統制システム構築に関する基本方針を以下のとおり決議しています。

なお、本決議内容は法令の改正・社内外の環境変化などに応じて、適宜見直しを行い、内部統制システムの更なる強化・充実を図っていきます。

- ① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、役員および従事者が、企業活動を正しく行うための規範として「ヤクルト倫理綱領・行動規準」を制定し、対象者全員にこれを配布して内容の周知徹底を図るとともに、コンプライアンスに関する社内研修を継続的に実施しています。
 - ・ また、社外の有識者をメンバーとする「コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、当社のコンプライアンス体制の整備に関する助言を受けています。
 - ・ さらに、会社が自ら法令違反を発見して改善する自浄作用を機能させることを目的として内部通報制度を設置しています。
 - ・ 加えて、当社は企業活動に脅威を与える反社会的勢力との関係を断固として遮断、拒絶します。警察など関係機関と平素から緊密な連携を保つとともに、社外の有識者を主たる委員とする「企業倫理委員会」により取引の監視にも努め、反社会的勢力からの不当要求に対しては組織をあげて立ち向かい、あらゆる法的対応をとります。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・ 株主総会および取締役会などの議事録については、法令に基づき、適切に保存しています。
 - ・ また、「文書取扱規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存することとしています。
 - ・ 取締役および監査役は、常時、これらの議事録・文書等を閲覧できるものとしています。
 - ・ さらに、「文書取扱規程」の中では機密保持についても規定し、情報漏洩防止のための措置をとっています。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は管理本部が中心となり、各部署に関わる業務に付随するリスク管理は当該部署が行うこととしています。
 - ・ また、突発的に発生する危機に対応するため、社長や本部長が、危機的事項の内容に応じて設置される各種対策本部の本部長に就任することなどを規定した「危機管理規程」を定めています。
 - ・ さらに、お客さまへの安全な商品提供と品質保証体制の確立を目的に「品質保証委員会」を設置・開催し、かつ、食品の品質保証に関わる全社的な統括業務を行う独立した専門部署として「食品品質保証室」を設置しています。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は、執行役員制度の導入により、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を図るとともに業務執行責任を明確化し、それぞれの機能の効率性を高めています。
 - ・ また、会社の意思決定方法を「決裁規程」に定めて、重要性に応じた意思決定を行うとともに、原則として毎週開催する経営政策審議会および執行役員会を設置して、意思決定の迅速化を図っています。
 - ・ さらに、業務の効率的な遂行を図ることを目的として、会社の組織機構やその運営基準を、「組織規程」および「業務分掌表」に規定しています。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 子会社については、原則として当社の役員や社員を、当該子会社の役員として派遣することによって業務の適正と効率的な執行の確保に努めています。
 - ・ また、子会社および関連会社に対して、事前の稟議承認や報告を求める事項などについて「関係会社管理規程」および「海外事業所管理規程」の中で定めているほか、当社の内部監査部門（監査室）による監査も実施しています。
 - ・ さらに、中期経営計画において、グループ全体の目標値の設定や経営戦略を示すとともに、当社内に子会社の管理部署を設置して支援体制を敷くことや、子会社向けの研修などを実施することで、グループ全体の業務の適正を確保しているほか、「危機管理規程」において、グループ全体における突発的に発生する危機への対応を定めています。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役専従のスタッフとして、会社の業務に精通し、監査役の職務を適切に補助できる社員を配置しています。組織上、内部監査部門である「監査室」とは独立した「監査役付」という立場で、直接監査役の指揮命令下で業務を行います。
- ⑦ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役専従のスタッフの取締役からの独立性と指示の実効性を確保するため、当該スタッフは組織上、いずれの部署にも所属せず、取締役の指揮命令下には属しない立場となっています。
 - ・ また、その独立性を尊重するため、当該スタッフの人事考課は常勤監査役が直接行うこととしています。
- ⑧ 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役会のほか重要な会議に出席し、随時その議事録を閲覧するほか、重要な稟議については、監査役による確認が行われており、その内容を把握できるシステムとなっています。
 - ・ また、当社および子会社に対する内部監査結果についても常に報告がなされています。
 - ・ さらに、「取締役に事業の報告を求め、必要に応じて関係部署、子会社などに報告を求める」旨を「監査役監査規程」に明記しています。
- ⑨ 監査役等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社の監査役に報告を行った当社および子会社等の役員および社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを一切禁じています。
 - ・ また、「内部通報規程」において、報告をした者にとって不利益となる一切の措置・言動を行ってはならない旨を規定しています。
- ⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 「監査役監査規程」の中で「取締役会のほか重要な会議への出席」「欠席時の説明要求や議事録・資料閲覧」「業務・財産の状況調査に必要な取締役、執行役員および使用人等への事業の報告要求」「子会社・関連会社への報告要求、業務・財産状況調査」の権限を定め、監査役監査が実効的に行われることを確保しています。
 - ・ また、必要に応じて弁護士、公認会計士、コンサルタントなどの外部の専門家の意見を聴取することができます。
 - ・ さらに、外部の専門家の意見の聴取にかかる費用およびその他監査にかかる諸経費は、当社が負担することとしています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しています。

当事業年度では、コンプライアンス体制について、社外の有識者をメンバーとする「コンプライアンス委員会」（年2回）を開催し、当社のコンプライアンス推進状況に対して意見・提言を受けました。また、社外の有識者を主たる委員とする「企業倫理委員会」（年1回）を開催し、当社の企業倫理活動の実施状況について確認を行いました。

監査体制については、監査役の取締役会9回への出席のほか、常勤監査役による経営政策審議会や執行役員会などの重要な会議への出席とともに、監査役会において必要に応じて取締役等から事業内容の報告を受けました。また、内部統制部門である監査室による当社および子会社への監査などをはじめ、基本方針に基づいた運用を実施しました。

6 剰余金の配当等に関する事項

(1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的な増配を目指すことを最優先とし、将来の事業拡大や収益向上を図るための資金需要および財政状況ならびに当期の業績などを総合的に勘案して配当金額を決定しています。

(2) 剰余金の配当の状況

上記の方針に基づき、当期の年間普通配当金額は、前期に比べて1株当たり18円増配の年額90円としました。すでに中間配当金45円をお支払いしていますので、当期の期末配当については45円とさせていただきますことを、本年5月12日開催の取締役会で決議しました。

当期に係る剰余金の配当の明細は、次のとおりです。

取締役会決議日	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日
2022年11月11日	7,019百万円	45円	2022年9月30日
2023年5月12日	7,023百万円	45円	2023年3月31日

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	354,195	流 動 負 債	147,645
現金及び預金	241,185	支払手形及び買掛金	28,958
受取手形及び売掛金	60,139	短期借入金	3,208
商品及び製品	10,383	1年内返済予定の長期借入金	45,839
仕掛品	2,578	リース債務	3,256
原材料及び貯蔵品	23,741	未払法人税等	11,539
その他	16,452	賞与引当金	6,784
貸倒引当金	△ 285	設備関係支払手形	2,440
固 定 資 産	395,224	その他	45,618
有形固定資産	225,122	固 定 負 債	56,277
建物及び構築物	93,771	長期借入金	14,559
機械装置及び運搬具	62,508	リース債務	7,837
土地	46,054	繰延税金負債	24,535
リース資産	12,473	役員退職慰労引当金	360
建設仮勘定	6,151	退職給付に係る負債	4,279
その他	4,164	資産除去債務	1,693
無形固定資産	5,570	その他	3,011
ソフトウェア	2,269	負 債 合 計	203,922
その他	3,300	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	164,531	科 目	金 額
投資有価証券	66,000	株 主 資 本	475,006
関連会社株式	79,673	資 本 金	31,117
繰延税金資産	4,052	資 本 剰 余 金	41,572
退職給付に係る資産	6,927	利 益 剰 余 金	484,243
その他	7,962	自 己 株 式	△ 81,927
貸倒引当金	△ 85	その他の包括利益累計額	23,652
資 産 合 計	749,419	その他有価証券評価差額金	20,417
		為替換算調整勘定	3,991
		退職給付に係る調整累計額	△ 756
		非 支 配 株 主 持 分	46,837
		純 資 産 合 計	545,496
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	749,419

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売	上	高	483,071
売	上	原	194,593
売	上	総	288,477
販	売	費	222,409
營	業	利	66,068
營	業	外	
	受	取	6,036
	受	取	1,970
	持	分	2,638
	為	法	427
	そ	替	3,176
營	業	外	14,250
	支	払	666
	支	払	418
	そ	の	1,262
経	常	利	2,347
		益	77,970
特	別	利	
	固	定	598
	投	資	1,267
	そ	の	2,382
特	別	損	
	固	定	23
	固	定	1,214
	投	資	1,128
	減	損	1,324
税	金	等	78,529
法	人	税	21,959
法	人	税	677
当	期	純	55,892
非	支	配	5,251
親	会	社	50,641

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
2022年4月1日残高	31,117	41,116	446,331	△ 64,395		454,169
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△ 12,729			△ 12,729
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		152				152
親会社株主に帰属する当期純利益			50,641			50,641
自己株式の取得				△ 18,525		△ 18,525
自己株式の処分		304		993		1,298
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	—	456	37,912	△ 17,531		20,837
2023年3月31日残高	31,117	41,572	484,243	△ 81,927		475,006
	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2022年4月1日残高	18,327	△ 24,086	△ 2,342	△ 8,101	38,867	484,935
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 12,729
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						152
親会社株主に帰属する当期純利益						50,641
自己株式の取得						△ 18,525
自己株式の処分						1,298
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2,089	28,078	1,585	31,753	7,970	39,724
連結会計年度中の変動額合計	2,089	28,078	1,585	31,753	7,970	60,561
2023年3月31日残高	20,417	3,991	△ 756	23,652	46,837	545,496

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 71社

主要な連結子会社の名称

東京ヤクルト販売(株)、(株)岡山和気ヤクルト工場、ヤクルト商事(株)、

(株)ヤクルトマテリアル、ヤクルトヘルスフーズ(株)、

ヤクルトロジスティクス(株)、(株)ヤクルト球団、中国ヤクルト(株)

なお、従来連結子会社であった(有)広島保険サービスセンター（連結子会社との合併）、新広島ヤクルト販売(株)（連結子会社との合併）、山口ヤクルト販売(株)（連結子会社との合併）を連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 4社

主要な持分法適用関連会社の名称

韓国ヤクルト(株)

持分法を適用していない関連会社の香川ヤクルト販売(株)他14社については、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金等（持分に見合う額）からみて、いずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、その投資については、原価法により評価しています。また、持分法の適用にあたっては、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しています。

3. 会計方針に関する事項

重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

棚卸資産

主として移動平均法による原価法

(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

重要な減価償却資産の減価償却の方法

当社および国内連結子会社

有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）

1998年3月31日以前取得 定率法

1998年4月1日以降取得 定額法

建物附属設備および構築物

2016年3月31日以前取得 定率法

2016年4月1日以降取得 定額法

その他の有形固定資産

主な耐用年数

定率法

建物及び構築物 12～50年

機械装置及び運搬具 4～17年

無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

自社利用のソフトウェア

自社における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産

定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・

リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

在外連結子会社

有形固定資産

定額法

主な耐用年数

建物及び構築物 5～40年

機械装置及び運搬具 3～20年

無形固定資産

定額法

使用権資産（リース資産を含む）

リース期間および使用可能期間に基づく定額法

重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社および国内連結子会社は、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。また、在外連結子会社は、主として個別検討による必要額を計上しています。

賞与引当金

当社および主要な連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に備え、その見込額のうち当連結会計年度の費用とすべき額を見積計上しています。

役員退職慰労引当金

主要な連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しています。

4. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりです。

[国内]	(株)ヤクルト球団	12月31日
[海外]	中国ヤクルト(株)	他26社 12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理しています。

数理計算上の差異は、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しています。

外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外連結子会社等の資産および負債は、在外連結子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における非支配株主持分および為替換算調整勘定に含めています。

収益および費用の計上基準

当社および連結子会社は飲料および食品製造販売事業、医薬品製造販売事業を主要な事業としています。

飲料および食品製造販売事業においては、製品・商品が引き渡された時点で製品・商品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。

医薬品製造販売事業においては、製品・商品の出荷時から当該製品・商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時点において収益を認識しています。

(会計上の見積りに関する注記)

海外子会社における有形固定資産の減損

有形固定資産のうち、海外子会社が保有している金額は以下のとおりです。

・当連結会計年度計上額

建物及び構築物	93,771百万円のうち	46,787百万円
機械装置及び運搬具	62,508百万円のうち	45,488百万円
土地	46,054百万円のうち	3,730百万円
リース資産	12,473百万円のうち	7,372百万円
建設仮勘定	6,151百万円のうち	5,228百万円
その他	4,164百万円のうち	2,039百万円

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、主要な事業である飲料および食品製造販売事業部門において、日本を除く39の国と地域で乳製品乳酸菌飲料を販売しており、その製造拠点として17の国と地域で27工場（うち子会社工場20工場）を建設、稼働し、生産設備を有しています。

固定資産の減損に係る回収可能性の評価においては、原則として販売地域ごとに資金生成単位または資産グループを識別し、減損の兆候の識別を行っています。

各海外子会社の業績は進出国および地域における政治・経済・社会的背景・法規制・自然災害・感染症など多くの外部環境要因によって影響を受けます。また、進出して間もない海外子会社においては、特にプロバイオティクスが認識されていない国または地域に進出する場合には、製品の市場浸透に期間を要することもあり事業計画未達の可能性も存在します。これらの影響により減損の兆候が存在し、計画していた将来キャッシュ・フローを獲得できない場合は、固定資産について減損損失を計上する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 受取手形及び売掛金

受取手形	42百万円
売掛金	60,097百万円

2. 担保に供している資産

定期預金	122百万円
建物及び構築物	1,498百万円
土地	3,536百万円

上記資産を1年内返済予定の長期借入金264百万円、長期借入金1,457百万円の担保に供しています。

上記資産のうち、当社の資産には銀行取引に係る根抵当権が設定されていますが、担保付債務はありません。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 287,824百万円

4. 貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しています。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は、次のとおりです。

貸出コミットメントの総額	60,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	60,000百万円

5. 流動負債その他のうち、契約負債の残高 1,452百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. その他（特別利益）

主な内容は、医薬品製造販売事業において、プロモーション契約の終了に伴い受領した補償金収入2,352百万円です。

2. 減損損失（特別損失）

主に、飲料および食品製造販売事業（国内）において、食品部門で保有している固定資産について、将来の収益性を考慮し、帳簿価額を減額したものです。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項
(単位：千株)

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式	171,045	—	—	171,045
合計	171,045	—	—	171,045
自己株式				
普通株式(注)	12,450	2,675	151	14,975
合計	12,450	2,675	151	14,975

(注) 自己株式数の増加2,675千株は、2022年2月10日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得、単元未満株式の買い取りによるものです。また、自己株式数の減少151千株は、2023年2月10日開催の取締役会決議に基づく従業員持株会に対する自己株式の処分、子会社所有の親会社株式の売却によるものです。

2. 配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	5,712	36.0	2022年 3月31日	2022年 6月6日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	7,019	45.0	2022年 9月30日	2022年 12月2日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	7,023	利益剰余金	45.0	2023年 3月31日	2023年 6月2日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金		2,690百万円
賞与引当金		2,085百万円
退職給付に係る負債		1,473百万円
固定資産（減損損失）		1,329百万円
その他		9,307百万円
繰延税金資産小計		16,887百万円
評価性引当額	△	3,750百万円
繰延税金資産合計		13,136百万円
繰延税金負債		
在外連結子会社、在外持分法 適用関連会社の留保利益	△	17,264百万円
その他有価証券評価差額金	△	8,863百万円
土地評価差額	△	1,386百万円
その他	△	6,105百万円
繰延税金負債合計	△	33,619百万円
繰延税金資産（△は負債）の純額	△	20,483百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	30.62%
持分法による投資利益	△ 1.03%
交際費等永久に損金に 算入されない項目	0.75%
在外連結子会社の税率差異	△ 3.43%
在外連結子会社、在外持分法適用 関連会社の留保利益	2.78%
税額控除	△ 1.46%
その他	0.60%
<u>税効果会計適用後の法人税等の負担率</u>	<u>28.83%</u>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社および連結子会社は、主に飲料および食品製造販売事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入にて調達しています。一時的な余資は、安全性の高い短期的な預金等に限定して運用し、資金運用を目的とした投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、当社および連結子会社の経理規程等社内規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価を取締役に報告しています。

営業債務である支払手形及び買掛金、設備関係支払手形は、1年以内の支払期日のものです。

借入金は、主に設備投資に係る資金の調達を目的としたものです。このうち大部分が変動金利を利用し、金利の変動リスクに晒されていますが、現在の借入金額と金利市場の状況に鑑み、デリバティブ取引(金利スワップ取引)等によるリスクヘッジは実施していません。

また、営業債務および借入金は、資金調達に係る流動性リスクに晒されていますが、当社および連結子会社では、各部門からの報告に基づき、経理部および関連部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における金融商品の連結計算書類計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結計算書類計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	62,396	62,396	—
資産計	62,396	62,396	—
(2) 長期借入金（※2）	60,398	60,428	29
負債計	60,398	60,428	29

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」および「設備関係支払手形」については、現金および短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しています。

(※3) 市場価格のない株式等の連結計算書類計上額

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	3,603
関連会社株式	79,673

これらについては、上記算定対象には含めていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券	62,396	—	—	62,396
資産計	62,396	—	—	62,396

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金（1年内返済予定 の長期借入金を含む）	—	60,428	—	60,428
負債計	—	60,428	—	60,428

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり、相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定し、その時価をレベル2の時価に分類しています。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	飲料および食品製造販売事業			
	(日本)	(米州)	(アジア・オセアニア)	(ヨーロッパ)
売上高				
顧客との契約から生じる収益	231,859	64,920	140,465	9,724
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客に対する売上高	231,859	64,920	140,465	9,724

	医薬品製造販売事業	その他事業	連結計算書類計上額
売上高			
顧客との契約から生じる収益	12,763	23,337	483,071
その他の収益	—	—	—
外部顧客に対する売上高	12,763	23,337	483,071

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社および連結子会社は飲料および食品製造販売事業、医薬品製造販売事業を主要な事業としています。

飲料および食品製造販売事業においては、製品・商品が引き渡された時点で製品・商品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。当該販売から生じる収益については、主に宅配部門では製品・商品が引き渡された時点の販売価格を対価とし、また量販店等では顧客との契約において約束された販売価格を対価とし、販売奨励金およびセンターフィー等の顧客に支払われる対価を控除した金額で測定しています。

飲料および食品製造販売事業での資機材売上については、顧客への財またはサービスの提供における役割を代理人取引に該当すると判断し、純額で収益を認識しています。

医薬品製造販売事業においては、製品・商品の出荷時から当該製品・商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時点において収益を認識しています。当該販売から生じる収益については、顧客との契約において約束された販売価格を対価とし、販売奨励金を控除した金額で測定しています。

なお、約束された対価は履行義務の充足時点から、飲料および食品製造販売事業においては概ね1か月、医薬品製造販売事業においては概ね4か月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。

また、重要な残存履行義務が存在する取引、重要な契約残高はなく、顧客との契約から生じた債権、契約負債の期首残高と期末残高に重要な変動はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	3,195円 9 銭
1 株当たり当期純利益金額	324円18銭

(退職給付会計に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社および主要な連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金制度および退職一時金制度を設けています。また、従業員の退職に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、一部の連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債、退職給付に係る資産および退職給付費用を計算しています。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高		65,476百万円
勤務費用		3,060百万円
利息費用		603百万円
数理計算上の差異の発生額	△	3,497百万円
退職給付の支払額	△	3,731百万円
その他		22百万円
退職給付債務の期末残高		61,932百万円

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高		64,654百万円
期待運用収益		1,515百万円
数理計算上の差異の発生額	△	1,977百万円
事業主からの拠出額		3,529百万円
退職給付の支払額	△	3,250百万円
その他		109百万円
年金資産の期末残高		64,580百万円

(3)退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

積立金型制度の退職給付債務		59,420百万円
年金資産	△	64,580百万円
	△	5,160百万円
非積立型制度の退職給付債務		2,512百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△	2,648百万円
退職給付に係る負債		4,279百万円
退職給付に係る資産	△	6,927百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△	2,648百万円

(4)退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用		3,060百万円
利息費用		603百万円
期待運用収益	△	1,515百万円
数理計算上の差異の費用処理額		704百万円
その他		547百万円
確定給付制度に係る退職給付費用		<u>3,399百万円</u>

(5)退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	2,275百万円
合計	<u>2,275百万円</u>

(6)退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	1,112百万円
合計	<u>1,112百万円</u>

(7)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりです。

債券	16%
株式	18%
現金及び預金	26%
一般勘定	28%
その他	12%
合計	<u>100%</u>

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在および将来期待される長期の収益率を考慮していません。

(8)数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.32%
長期期待運用収益率	2.50%

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		金額	負債の部		金額
科目	目		科目	目	
流動資産		97,656	流動負債		115,602
現金及び預金		20,503	電子記録債権	務	8,423
売掛金		51,309	買掛金		17,067
商品及び製品		5,440	短期借入金		6,660
仕掛品		1,479	1年内返済予定の長期借入金		45,000
原材料及び貯蔵品		4,339	リース債権	務	648
その他の		14,582	未払費用	金	4,042
固定資産		247,536	未払法人税等	金	14,686
有形固定資産		70,501	預り賞与引当金		6,987
建物		27,330	その	他	5,827
構築物		2,064	固定負債		21,837
機械及び装置		12,657	長期借入金	金	12,500
車両運搬具		41	リース債権	務	1,023
工具、器具及び備品		1,066	繰延税金負債	務	6,644
土地		25,523	資産除去債	務	947
リース資産		1,611	その	他	721
建設仮勘定		207	負債合計		137,439
無形固定資産		2,382	純資産の部		
ソフトウェア		1,745	株主資本		187,605
その他の		637	資本金		31,117
投資その他の資産		174,652	資本剰余金		40,927
投資有価証券		65,614	資本準備金		40,659
関係会社株式		100,317	その他資本剰余金		268
前払年金費用		7,146	利益剰余金		197,488
その他の		4,874	利益準備金		7,779
貸倒引当金	△	33	その他利益剰余金		189,708
投資損失引当金	△	3,266	固定資産圧縮積立金		1,312
資産合計		345,192	別途積立金		140,500
			繰越利益剰余金		47,896
			自己株式	△	81,927
			評価・換算差額等		20,147
			その他有価証券評価差額金		20,147
			純資産合計		207,752
			負債・純資産合計		345,192

損 益 計 算 書

(2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	176,787
売上原価	91,734
売上総利益	85,052
販売費及び一般管理費	62,164
営業利益	22,888
営業外収益	
受取利息及び受取配当金額	23,324
投資損失引当金戻入額	1,208
その他	3,053
営業外費用	
支払利息	306
支払手数料	418
その他	753
経常利益	1,478
特別利益	48,996
固定資産売却益	20
投資有価証券売却益	1,218
その他	2,352
特別損失	
固定資産売却損	2
固定資産除却損	841
減価償却損	153
投資有価証券売却損	1,126
その他	425
税引前当期純利益	2,549
法人税、住民税及び事業税	9,581
法人税等調整額	△ 334
当期純利益	9,247
	40,790

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2022年4月1日残高	31,117	40,659	—	40,659	7,779	1,322	124,300	36,027
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 10		10
別途積立金の積立							16,200	△16,200
剰余金の配当								△12,731
当期純利益								40,790
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			268	268				
当期変動額合計	—	—	268	268	—	△ 10	16,200	11,869
2023年3月31日残高	31,117	40,659	268	40,927	7,779	1,312	140,500	47,896

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金合計	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2022年4月1日残高	169,429	△63,812	177,394	18,118	18,118	195,512
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩	—		—			—
別途積立金の積立	—		—			—
剰余金の配当	△12,731		△12,731			△12,731
当期純利益	40,790		40,790			40,790
自己株式の取得		△18,525	△18,525			△18,525
自己株式の処分		409	677			677
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				2,028	2,028	2,028
当期変動額合計	28,059	△18,115	10,211	2,028	2,028	12,240
2023年3月31日残高	197,488	△81,927	187,605	20,147	20,147	207,752

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

有価証券

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

商品・製品・仕掛品・原材料・

移動平均法による原価法

貯蔵品

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）

1998年3月31日以前取得

定率法

1998年4月1日以降取得

定額法

建物附属設備および構築物

2016年3月31日以前取得

定率法

2016年4月1日以降取得

定額法

その他の有形固定資産

定率法

主な耐用年数

建物 12～50年

機械及び装置 4～17年

無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

自社利用のソフトウェア

自社における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産

定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

リース取引に係るリース資産

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

投資損失引当金

関係会社株式の価値の減少による損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して個別検討による必要額を計上しています。

賞与引当金

従業員に対する夏季賞与の支給に備え、その見込額のうち当事業年度の費用とすべき額を見積計上しています。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

(前払年金費用)

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

なお、当事業年度末では、年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、原則として、製品および商品が引き渡された時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。

なお、医薬品については、出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点において収益を認識しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法が、連結計算書類と異なります。

外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(会計上の見積りに関する注記)

海外子会社株式の評価

・当事業年度計上額 関係会社株式 100,317百万円のうち 64,865百万円

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、主要な事業である飲料および食品製造販売事業部門において、日本を除く39の国と地域で乳製品乳酸菌飲料を製造、販売しており、海外には30社の子会社を有しています。

海外子会社株式の評価は、取得原価と実質価額を比較し判定を行っています。当事業年度において、海外子会社ごとに判定を行ったところ、実質価額の著しい下落はなく、認識すべき評価損はありませんでした。

各海外子会社の業績は進出国および地域における政治・経済・社会的背景・法規制・自然災害・感染症など多くの外部環境要因によって影響を受けます。また、進出して間もない海外子会社においては、特にプロバイオティクスが認識されていない国または地域に進出する場合には、製品の市場浸透に期間を要することもあり事業計画未達の可能性も存在します。これらの影響が顕在化し、固定資産の減損損失等が認識され、実質価額の著しい下落が発生した場合は、その下落分の評価損を計上する可能性があります。

なお、ミャンマーヤクルト(株)は、現在、政情不安やデモにより、従事者の安全を第一に、営業・生産活動を見合わせており、当社保有ミャンマーヤクルト(株)の子会社株式について、健全性の観点から当期、投資損失引当金を172百万円追加計上し、引当金は2,927百万円になりました。今後、さらに状況が悪化した場合、当社は投資損失引当金控除後の簿価の全部または一部を評価損として計上する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物 209百万円

土地 2,524百万円

上記資産に銀行取引に係る根抵当権が設定されていますが、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 116,819百万円

3. 偶発債務

下記会社の借入金に対して債務保証を行っています。

(株)岡山和気ヤクルト工場 575百万円

4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 37,313百万円

短期金銭債務 14,070百万円

長期金銭債権 1,600百万円

長期金銭債務 117百万円

5. 取締役、監査役に対する金銭債権および金銭債務

長期金銭債務 3百万円

6. 貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しています。当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は、次のとおりです。

貸出コミットメントの総額 60,000百万円

借入実行残高 一百万円

差引額 60,000百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 93,296百万円
仕入高等 29,105百万円

営業取引以外の取引による取引高

資産譲渡高 66百万円
資産購入高 30百万円
その他 21,920百万円

2. 研究開発費の総額 9,381百万円

3. 投資損失引当金戻入額

アメリカヤクルト(株) 1,693百万円
その他 △ 484百万円 (注)

(注) その他の投資損失引当金繰入額・戻入額を純額で表示しています。

4. その他特別利益

医薬品製造販売事業において、プロモーション契約の終了に伴い受領した補償金収入です。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 14,975,095株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金		1,101百万円
委託研究費等		947百万円
固定資産（減損損失）		946百万円
その他		5,980百万円
繰延税金資産小計		8,976百万円
評価性引当額	△	4,009百万円
繰延税金資産合計		4,967百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△	8,788百万円
前払年金費用	△	2,188百万円
固定資産圧縮積立金	△	579百万円
その他	△	56百万円
繰延税金負債合計	△	11,611百万円
繰延税金資産（△は負債）の純額	△	6,644百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率		30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目		0.71%
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	△	12.72%
評価性引当額	△	0.48%
税額控除	△	2.29%
外国子会社配当金に係る源泉所得税		2.86%
その他	△	0.22%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		18.48%

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社および関連会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)ヤフルト アセット マネジメント	所有 直接 100	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注)	650	短期 借入金	6,660

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入利率については、市場金利を勘案し決定しています。なお、担保は提供していません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一です。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,331円15銭
1 株当たり当期純利益金額	261円 8銭

連結計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社 ヤクルト本社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小野 英樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 桃木 秀一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤクルト本社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤクルト本社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社 ヤクルト本社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野 英 樹
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桃 木 秀 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤクルト本社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社へ赴き、事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

株式会社ヤクルト本社	監 査 役 会
常勤監査役	山 上 博 資 ㊟
常勤監査役	川 名 秀 幸 ㊟
社外監査役	谷 川 清十郎 ㊟
社外監査役	手 塚 仙 夫 ㊟
社外監査役	町 田 恵 美 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図



所在地

グランドプリンスホテル新高輪「飛天」

〒108-8612 東京都港区高輪3丁目13番1号

TEL 03-3442-1111



交通機関のご案内

- 新幹線・JR・京浜急行 品川駅（高輪口・西口）から徒歩約8分
- 都営地下鉄浅草線高輪台駅（A1出口）から徒歩約5分

※当日は駐車場（有料）の数に限りがありますので、お車でのご来場はご遠慮願います。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。